

第三十四回国会 参議院建設委員会會議録第二十六号

昭和三十三年四月二十八日(木曜日)午前十時三十八分開会

委員の異動

四月二十七日委員秋山長造君辞任につき、その補欠として安田敏雄君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 岩沢 忠恭君
理事 稲浦 鹿藏君
松野 孝一君
武藤 常介君
田中 一君

委員

田中 清一君
内村 清次君
永岡 光治君
田上 松衛君
小平 芳平君
村上 義一君

政府委員

建設大臣官房長 鬼丸 勝之君
建設大臣官房参事官 高田 賢造君

事務局側

常任委員 武井 篤君
会専門員

本日の会議に付した案件
○公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(岩沢忠恭君) ただいまから

建設委員会を開会いたします。

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回において説明を聴取いたしておりますので、これより質疑を行います。御質疑の方は順次御発言を願います。

○田中一君 最初に、三保証会社の実績と申しますかを報告願いたいと思ひます。それは口頭でなく、資料があれば資料を出してもらいたいと思ひます。その方がよいと思ひますから。

○政府委員(鬼丸勝之君) 承知いたしました。ただいますぐ取り寄せまして、資料として差し上げたいと思ひております。

○田中一君 会社の課状的な報告というもののほかに伺つておきたいのは、現在三会社とも保有している支払準備金というものがどのくらいあるかという点であります。それは決算がいづれであったか、一番近い決算時期の支払準備金というものがどのくらいあるか、このことは口頭で願ひたいと思ひます。

○政府委員(鬼丸勝之君) 支払準備金、これは責任準備金あるいは異常危険準備金といたしておりますが、これはあわせて資料を提出させていただきます。

○田中一君 それはすぐ出せるのですか。

○政府委員(鬼丸勝之君) はあ。

○田中一君 お出し願ひたいと思ひます。

それから保証金が、保証金といふか、保証金だ、金利だ、これが保証分と保有金といふかな、利子じゃない、何といふのかなあ、保証積立金といふかな……

○政府委員(高田賢造君) 昭和二十七年以来日歩一銭でございます。なお九十年を越えまうときは三厘五毛に減じております。なお基金の方でございますが、昭和二十七年以来当初は一銭でございましたが、二十八年度の六月から五厘に変更いたしております。今日はそのまま五厘でございます。

○田中一君 保証料と、それから大体において法律制定のときには日歩一銭といふものが保証料であると、そしてその後一銭といふものが将来還付する預かり金であるといふような立て方をしておつたと思ひます。それが後改正して五厘になったといふように記憶しておるのですが、それらの保証料並びに積立金の償還しようといふ金といふものが、その率といふものは、現在幾らになっておるか。それがたとへば法律制定のときには保証料が一銭なら一銭、それから預かり金が一銭なら一銭、それがいつごろどう変更されて現在ではどうなつておるかといふことを御説明願ひたい。そしてそれから三社共通であるか、あるいは三社とも自分の会社の業態によって多少の相違が出てきておるかどうか。

○政府委員(高田賢造君) ただいまお尋ねがございました保証料並びに保証基金の料金でございますが、保証料は当初から日歩一銭で出していたしております。今日も同じでございます。

○田中一君 当初からと言わないで、何年に幾らであつてそれが何年まで続いて……

○政府委員(高田賢造君) ただいまお尋ねの保証基金、預かり金の預かり高の現状を申し上げますと、北海道が、これは今決算をいたしまして明らかになつておりますのは昭和三十四年度でございます。このときの様子を申し上げますと、北海道が一億三千二百二十万二千三百七十七円でございます。東日本保証会社が四億九千三百四十三万四千九百二十九円でございます。西日本保証会社が三億一千八百八十七万二千七百四十三円となっております。

○田中一君 法制定以来、今日までに基金の払い戻しというか、行なつたときはいつであつて、どのくらいの金額を払い戻したか。

○政府委員(高田賢造君) 払い戻しをいたしました各社の状況を申し上げますと、北海道から申し上げますと、北海道におきましては昭和三十三年にお

きまして二千七百三十九万八千九百三十三円、それから三十四年度におきまして三千三百四十四万四千円に上つております。それから次に東日本でござい

ますが、東日本保証会社におきましては、昭和三十一年以来払い戻しを行なつておりますが、その額を申し上げますと、三十一年が八百六十六万三千

円でございます。三十二年が二千三百七十一万三千円、昭和三十三年におきましては六千六百二十二万六千円、昭和三十三年におきましては二億五千三百八十七万七千円でございます。次に、西

日本について申し上げますと、昭和三十一年におきましては百七十六万五千四百

円、昭和三十一年におきましては四千二百一十九万九千円、昭和三十一年におきましては六千二百五十九万三千円、昭和三十三年におきましては四千五百八十二万一千円、昭和三十三年におきましては八千三百三十二万二千円となっております。

○田中一君 これは基金の払い戻しですね。

○政府委員(高田賢造君) その通りでございます。

○田中一君 このほかに事故があつた場合の保証金というものは支払われておるわけですね、それは資料でお出し願ひするわけですね。

○政府委員(高田賢造君) 承知いたしました。

○田中一君 そこで三十四年度に東日本が払い戻した二億五千三百八十七万円というものと、三十四年度決算で基金

として保有しておるとこの四億九千三百四十三万の比較、並びに関西が三十四年度に払い戻した八千三百三十二万というものと、現在保有しておるとこの三億一千八百八十七万と比べれば、その三億の比較が妥当でないような感じがするのですが、そこでそれらの扱いについては監督官庁として建設省は会社の決議によってそれをそのまゝのんでおるのか、あるいは何らかの指示をして行なっておるのか、それからもしここに比較して妥当性を発見するのは事故がどれくらいあったかということですね、その資料が出ないといふことと比較にならぬのですがね。事故がどのくらいある件数であつて、どれくらいの金額が保証金として払い戻したかということと比較してみても、関東の場合は二億五千三百八十七万、払い戻しするものが、健全な会社の運営に支障がないという見方をしておるのか、その点はどうなんですか。

○政府委員(高田賢造君) 預かり金といたしまして先ほど申し上げました数字、お示しの東日本につきまして申し上げますと、四億九千三百四十三万四千円現在残っておりますが、先ほど申し上げました数字、念のために申し上げますと、同年度中に払い戻したものが、二億五千三百八十七万七千円、払い戻したわけでありまして、昭和三十四年度の決算について申し上げますと、全体といたしまして、年度の初めにおきましてはこの両方の数字が、合算した大体の数字があつたわけでございます。それを二億五千三百八十七万七千円、分を払い戻した関係で、残りましたものが四億九千という格好に相なりますので、それで、お話のございましたか。

○政府委員(高田賢造君) 預かり金といたしまして先ほど申し上げました数字、お示しの東日本につきまして申し上げますと、四億九千三百四十三万四千円現在残っておりますが、先ほど申し上げました数字、念のために申し上げますと、同年度中に払い戻したものが、二億五千三百八十七万七千円、払い戻したわけでありまして、昭和三十四年度の決算について申し上げますと、全体といたしまして、年度の初めにおきましてはこの両方の数字が、合算した大体の数字があつたわけでございます。それを二億五千三百八十七万七千円、分を払い戻した関係で、残りましたものが四億九千という格好に相なりますので、それで、お話のございましたか。

いました二億五千三百八十七万七千円と申しますのは、過去の基金として積み立てましたもののうち、三年間、これを保有いたしましてして、事故のなかつたものについてこれをそのまま返すことにいたしております。従いまして、三年間たちましたらば、特に連帯として特別の事情のない限り、むしろ普通事故のないものにつきましては、そのまま払い戻している状況でございます。この程度基金を払い戻ししましたも、会社の経理の運用上は全然支障がないものというふうに考えております。

○田中一君 現在の、今のその事故支払いというものが、数字がわかつておらぬから言えないと言つておるのですが、早く数字を出してもらいたいのですよ。

それで、比較して見て、現在保有しているところの三億一千八百八十七万と三十四年度に払い戻した八千三百三十二万とは、東日本と同じように、妥当な率でいつているのかどうかというところを伺つておるのです。

○政府委員(高田賢造君) 手元にあるものでちょっと申し上げますが、東の方の昭和……

○田中一君 妥当であるかどうかを伺つておるのです。

○政府委員(高田賢造君) 妥当でございます。

○田中一君 そこで、国または公共団体でこの会社の保証を受けて前払いをしてない団体ですね、ございますか。

○政府委員(鬼丸勝之君) まあ府県によりまして、若干まだございますが、たとえば大どころでは東京都がこの前

払い保証事業の保証契約を受けておりません。

なお、これは国有鉄道が同様に前払い制度を利用いたしております。その他、一々申し上げるとなんですが、若千の府県、市等におきまして保証制度を利用していないところがございます。

○田中一君 数が多いから説明を省略するなんというところはいいかぬです。資料を出さないといふ。そして、該当すべき公共団体その他のものうち、なぜ、それらのものが前払い保証の適用をしないという考え方の根拠になつておるか。そもそもこの法律を作つたというところは、御承知のように、ちょうどこの法律を作らなければならぬという社会の客観情勢が、請負契約を結んだ企業者の税金、それもいわゆる戦後の混乱時代にむかふくちやにもうけた金の、税金等をも二年分、三年分をも一緒に徴税されたという格好から金融梗塞を来した。またインフレを押えようという政府の経済政策、金融政策によつて、かかる法律を提案しなければならなくなつたという経緯であつたはずでありますけれども、少なくともこのような法律ができ、お互いに仕事の安全性というか、契約の完全履行というところを促進して来たという法律を適用をしないという根拠。それからむしろこれはめいめいが法律が強制できるものじゃなくて、自主的にその取りきめをすることになつておられますけれども、私としては、一体それらのものに対してはどういう態度をもつて臨んで来たか、その点一つ明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○政府委員(鬼丸勝之君) 政府といたしましては、この法律の施行以来、公共工事の事業主体に対して、この法律の制定の趣旨を徹底すると同時に、この前払い保証事業制度を活用されるように指導いたして参つて来ておりますけれども、その結果最近では非常にこの前払いを行なう事業主体がふえてきておりますけれども、先ほど申し上げましたたとえば国有鉄道については申しますと、国有鉄道にも再三お願いをしてありますが、これは請負業者の連帯保証制度をとることによつて、工事の完全な履行を確保できるということから、この保証制度を利用しないといふふうにしております。それから東京都も大体同様の趣旨でございまして、都が前払いをする必要はないという見解に立っているものでございまして、前払いをしなくても工事がちゃんと履行される。これも連帯保証制度をとつていられる関係でそういう主張をいたしております。

それから農林省農地局におきましては、予決令の關係で別の予決令の第二号の規定によりまして前払い金を出しておりますので、いわゆる前払い制度を適用することができない、そういうことになつておりますので、これはちょっと事情が違つたわけでございます。それから市町村、若千の県等におきましては、私も承知いたしておりますところでは、やはりこの事業主体の財政上の都合で前払いがしにくいといふところからこの制度を利用していない、こういう実情でございます。

○田中一君 国鉄、東京都等がやっておりますところの連帯保証制度の資料をお出し願ひしたいと思います。

○政府委員(鬼丸勝之君) 承知いたしました。

○田中一君 さつそく出してくれという資料によつて質問が出てくるのですが、すぐ出てもらえますか。こういうものを一併用意しないで出て来るなんておかしいよ。委員会を何だと思つている。

そこで農林省は予決令第二号の規定によつてできないといふのは、農林省所管の仕事全部ですか。農地局だけですか。

○政府委員(鬼丸勝之君) お説の通り農地局關係の事業だけでございます。

○田中一君 農地局を呼んでほしいのです。これを利用していないというものがどの県で一つの事例としてこういう財政なんだという説明をしていただきたいと思ふのです。それは一市町村でけつこうですから例示していただきたい。

○政府委員(鬼丸勝之君) さつそく資料を整えましてまたお答え申し上げます。

○田中一君 予決令の第二号というものは、特に農地局だけがこれらの会社を利用できないという理由を、この条文について説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(高田賢造君) 第二号の第三号に規定がございまして、「重要資源開発のために必要な物品及び土木建築その他の工事並びにその材料の代価」という規定が載つております。農地局とされては、農地局の關係の仕事につきましては、今申し上げました第三号の規定でも前払いができるのではないか、こういう見解をとつておられ

○政府委員(鬼丸勝之君) なるべくそのようにいたしたいと思います。が、あ

各請負人ともに波に乗っておりまして、けれども、だからといって事故がないわけでもないわけです。だから、たとえ

○田中一君 利用している業者の、何
 といいますか、分野は、この法を制定
 ます。

も何も受理できないで頭から拒否して
いる。だれもかれも、書類を出してし
まってからこれはいかぬというよう

保証との相違ということのお尋ねが
存じますが、連帯保証をいたしてお
ます実情は、請負者が注文を取りま

た際に、請負契約書を調印いたしますわけでございますが、その請負の調印の際に連帯保証という趣旨で、大抵の場合多くはそのままで調印をいたしておるわけですが、同じ契約書を押しております。前払金の方の保証と申しますのは、注文主から前払金を先にもらいますわけでございます。先にもらいましたものでございますから、契約を解除したときには、これは返さなければならぬ義務を負うておるわけでございます。注文者から借ります際の条件といたしまして、つまり請負者があとで返さなければならぬことになっておりますわけでございます。この返さなければならぬという義務を保証いたしておりますのが、前払い保証でございます。そういう相違がございます。従いまして、こういう普通の完成保証人は、工事そのものを完成いたしますことがその内容になっておりますが、前払保証の方は、前払金を返さなければならぬというときに、前払金そのものを保証する、こういうことになっておるわけでございます。

省、文部省、農林省の林野庁、それから防衛庁、最高裁判所、衆議院等がございます。建設省におきましても、一部やはり保証人を要求しているところがございます。工事の性質によりましてやっております。それから郵政省並びに開発庁あるいは専売公社、電信電話公社等は、仕事の性質によりまして保証人を要求いたしております。公団関係におきましては日本住宅公団、道路公団、愛知用水公団、森林開発公団等も保証人をつけておる状況でございます。

○田中一君 完成保証人が要らないという理由は……

○政府委員(高田賢造君) 理由は、詳細のことは私のところではまだ調べがついておりませんが、いろいろな事情、必ずしも一つというわけにはないようでございます。

○田中一君 この法律を利用してない役所、団体で、工事完成保証人のないところはありますか。あるいは今の農地運輸、岩手その他の府県は、前払保証の制度を利用しておるから工事完成保証人はつけないのだという理由なのか、またものによつては、ものによつてというの建設省並びに開発とか専売等が、一部の契約に対しては完成保証をつけないという理由も、同じく前払保証の保証人がおいて、実害がないからつけないというのか、その点はどうなっているのか。

○政府委員(高田賢造君) 前払保証と保証人、工事完成保証人との関係が今お話の点でございますが、直接の関係はないようでございます。と申しますのは、前払保証をやりましても、やはり先ほど申し上げましたように、前払い

部分だけの保証の関係上、やはり工事そのものを保証して完全に遂行したいという発注者の希望は、必ずしも前払金だけでは達成されない関係になっております関係で、従つて前払いがありましても、やはりある程度完成保証人を要求せざるを得ないという事情が発注者の側にはある場合があるようでございます。

○田中一君 それはある場合があるのであつて、あるいは要らないというかわかりませんよ。けつ割つたやつは、解約して金だけもらつてまた新しくやるということも考えられるのですよ。だから高田君、きみの主観は要らないです、主観が入るからこつちも間違つてしまふ。

○政府委員(高田賢造君) 工事完成保証人があります場合には、今お話がございましたような引き続きそのまゝ、かりに請負業者が仕事を投げましても、そのままに継続して工事をやり得るという利益がございますので、そういうことから、おそらくこれも主観的では必ずしもございませんが、発注者としては、そういう場合往々にあえて保証人を要求する、こういうふうに承知いたしております。

○田中一君 工事完成保証人と前払いを受ける人の保証人とは、同一の場合これはあり得ますね。

○政府委員(鬼丸勝之君) 現行制度からまづちよつと申し上げますと、前払保証契約は請負業者と会社が契約をいたしまして、つまり発注者のためにする保証契約ということになっております。そこで工事完成保証人が立てられておる場合に、現行法上は工事完成保

証人は、前払保証契約とは何ら関係がないという状態になっております。そこで発注者は、請負業者が仕事を投げ出した場合に、発注者の方は契約を解除することによつて前払金を取得する、保証金をもらつて、こういうことになるのであります。金銭的には発注者は損はいたしませんけれども、そういたしますと、従来の完成保証人をつけておつたその保証人との縁が切れてしまふその関係で、工期が遅延しまし、あるいは新しく業者の選定をするという事務的な手続きも要りますし、特に国が工事する場合に、一般の歳入に前払いの保証金が入つてしましますから、支出の面でも経理の適正を期しがたい、こういうような事情がございます。今回の制度は、前払保証会社と工事完成保証人の関係を法的に結びつけまして、解除のかわりに従来通り保証人に仕事をさせてもらつ、そのかわり保証事業会社から金を払わせよう、こういうことになるのであります。

○田中一君 その通りです。そこで工事完成保証人が、前払保証金を受けるための、請負人の契約相手方の保証人を兼ねていることの方が多いのか、あるいは全然別個の者がやることの方が多いか、どちらですか、あるいは場合によれば、工事完成保証人というものは、すなわち前払保証をつける保証会社に対する保証ですね、保証会社は保証人を要求していますか。

○政府委員(鬼丸勝之君) ただいまのお尋ねの御趣旨でございますが、保証会社が請負業者と保証契約を結ぶ場合に、何らかの別の保証人を要求しておるかどうかが根本だと思いま

す。この要求はいたしてありません。これは法律上はそういう保証人を要求すべき筋のものではないと私は考えておりますので、要求されないようにいたしております。ただ一部若干今まで保証事業会社として、業務運営の完備を期するために、さらに保証人を立てさしておつたことがあるようでございますが、これはやめるように指導いたしたいと、こう考えております。

○田中一君 現在行なわれているところの実態というものは、第一、まあ指名入札によつて落札される業者が、その契約を結ぶときには、むしろ工事完成保証人というものを要請されるわけですから、その際に必ず事前に保証会社の方を打診するのです。保証会社の方を打診して、役所がいいと言へば、それでいいのだというものではないのです。ことに工事完成保証人は、少なくとも契約をしよとする相手方より以上の力を持っている、物心ともに力を持つている者を要求されるのです。しかしながら場合によれば、それもそうでなくてもいいという場合も、例外的にはある。その場合には必ず前払保証会社に対して打診するのです。従つて事業主体と、事業を行なおうとする団体と、それから業者との契約、これに基づく工事完成保証人を要求する場合に、今のような条件としては、保証会社がこれ、あれということ言っているのが現状なんです。その場合が一つですね。

それからもう一つ、今言つた工事完成保証人は要らないという、農地、運輸、岩手、宮城、茨城、埼玉、千葉、神奈川等々、これらのものは、工事完成保証人がおらないでも、工事契約さ

第二の場合におきましては、工事完成保証人の要求をいたしたり、あるいはいたさなかつたという、そういう団体でございますが、これも相当な数になるのでございますが、口頭で申し上げますと、工事完成保証人を要らないと申しておりますところから申し上げますと、農林省の農地事務局、それから運輸省、それから地方公共団体におきましては、岩手県、宮城県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県等でございます。そのほかこれを必要といたしております役所は、法務省、大蔵

省、文部省、農林省の林野庁、それから防衛庁、最高裁判所、衆議院等がございます。建設省におきましても、一部やはり保証人を要求しているところがございます。工事の性質によりましてやっております。それから郵政省並びに開発庁あるいは専売公社、電信電話公社等は、仕事の性質によりまして保証人を要求いたしております。公団関係におきましては日本住宅公団、道路公団、愛知用水公団、森林開発公団等も保証人をつけておる状況でございます。

○田中一君 完成保証人が要らないという理由は……

○政府委員(高田賢造君) 理由は、詳細のことは私のところではまだ調べがついておりませんが、いろいろな事情、必ずしも一つというわけにはないようでございます。

○田中一君 この法律を利用してない役所、団体で、工事完成保証人のないところはありますか。あるいは今の農地運輸、岩手その他の府県は、前払保証の制度を利用しておるから工事完成保証人はつけないのだという理由なのか、またものによつては、ものによつてというの建設省並びに開発とか専売等が、一部の契約に対しては完成保証をつけないという理由も、同じく前払保証の保証人がおいて、実害がないからつけないというのか、その点はどうなっているのか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 現行制度からまづちよつと申し上げますと、前払保証契約は請負業者と会社が契約をいたしまして、つまり発注者のためにする保証契約ということになっております。そこで工事完成保証人が立てられておる場合に、現行法上は工事完成保

え締結されれば、前払保証会社の保証も何もとらないで、そのままそれをのむというのが実態ですか。その二つの問題について、一つ伺っておきます。

○政府委員(鬼丸勝之君) 工事完成保証人を、発注者が請負契約の際に立てさせる場合におきまして、前払保証事業会社に打診をするというお話でございしますが、保証事業会社といたしましては、請負業者については相当審査をいたします。これはその経営状態なり、あるいは工事施行能力というものを審査いたしますけれども、工事完成保証人たる業者につきましては直接審査をいたしません。ただ発注者が前払保証事業会社から保証金を受けたい、将来受けたという場合に、一応保証人の信用状態を照会する。発注者としても、保証人が信用のできる業者であることが望ましいのは当然でありますから、そういう意味で、むしろ信用状態の照会ということをやっておると思えます。私どもは、従来もそうですが、保証人につきましては、これは発注者の任意でございまして、これは立ててまいと、そのことについて保証事業会社が関与すると申しますか、制肘するようなことはやらないようにむしろ指導いたしておるわけでございします。今後たとえばこの新しい制度ができてきまして、保証人がそのために非常に厳重に審査されるというようにかはないように、十分戒めて参りたいかように存じております。

○田中一君 要求した資料はどう。

○政府委員(高田賢造君) 先ほどお述べになりました資料をただいまお配り申し上げますが、概略ちょっと御説明させていただきますと思います。

一枚は収支計算書の一覧表をそこに差し上げてございします。これは昭和二十七年から三十三年までの七年間の計算でございします。昭和三十三年の計算では目下決算手続中でございまして、いまだ数字が出ておりません。三十三年度までの七年間を累計をいたしまして差し上げてございします。

東、西並びに北海道別に書いております。左側の科目からごらんを通り、収入と支出とに分けて差し引き、東でございしますと差引欄は五億三千三百三十三万九千円、単位は千円でございします。西日本が三億五千四百六十六万二千円、北海道が一億六千四百四十万円でございします。それから税金を引きましたものが利益となっておりまして、利益の数字はここに掲げてございしますように、東が二億八千五百万円、西が二億、北海道が五千九百万でございします。その処分の状況はその下にございしますように、積立金あるいは配当金となっておりまして、なお支出の欄をごらんになります。過去におきまして事故が発生いたしましたので、保証金を弁済いたしました額が過去の統計上出ております。そしてごらんになります際参考になろうかと思ひます。なお、この収支計算書の一番最後の欄に準事故、今回の改正によりましておそれる発生いたしまし過去の統計もございします。七年間の統計を基にしまして、その場合さらに新しい改正案通りで払うとするならばどうであろうかという数字を書いたわけでございます。過去の事故の件数から推定いたしましたものでございします。そういったものと、そこにございしますように、税金等若干減ります関係

で、若干の利益の部の支払金の割に、利益の方はあまり減らないという格好に相なっております。

○田中一君 別な表でございしますが、これは前払金の保証の件数並びに保証の高を各社別にまた発注者別にそれぞれ分けておりましてございします。とりあえず提出いたしました資料は大体そういう状況でございします。

○田中一君 五厘の基金はこの収支計算から除外されておるのですか。それは幾らですか。

○政府委員(高田賢造君) 基金は収支計算の外でございします。

○田中一君 現在の手持高、報告して下さい。せつかくこういうものを作るなら、基金を置いておけばいい。

○政府委員(高田賢造君) 現在の基金の現在高を申し上げますと、北海道が現在一億三千二百二十万円でございします。東日本が四億九千三百四十三万四千円でございます。西日本の保証会社が三億一千八百八十七万二千円。これは昭和三十一年一月三十一日現在でございします。

○田中一君 まあこの程度に準備金も、準備金というか、保証料による利益もあるんだから、これはもう少し払ってもいいというふうな見解になるわけですか。

○政府委員(高田賢造君) ただ先ほどお手元に差し上げました収支計算書だけから見ますと、お説の通り保証金を全部払い戻しましても、まだ若干の余裕があるという過去の運用状態でございます。

○田中一君 それからこの配当金は、これはやはり建設省並びに大蔵省に相談があつて額をきめておるのですか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 配当率につきましては、事実上建設省に承認を受けさせておまして、ここに八分ないし一割二分とか、八分ないし一割という書き方をしておりますが、最近の配当率は東日本は一割二分、西日本は一割、北海道は一割でございます。創立当初は業績も見通しがつきませんし、内部充実をはからせる必要がありましたので、東日本が八分、西日本が八分、北海道が五分ということで、創立当初年度からはしばらく続いておりますので、最近非常に経営もよくなつてきて、業績も上がつておりますので、配当率を若干上げることを認めております。

○田中一君 役員は、ここに専業主義になつてはつきりしておりますけれども、給料なんか三つの会社とも自由になつてやつておるのですか、それとも建設大臣が何か指示をしておるのですか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 役員の、取締役、監査役の数、また実際にどういふ人を任命するかということにつきましては、東日本の場合には取締役会長その他の二会社は社長ということになつておりますが、社長以下の給与につきましては行政指導によりまして建設省が承認をいたす建前で、事前に相談にあつておりました。

○田中一君 東日本の会社の社長の給料は幾らですか。西日本も同じようには……。

○政府委員(鬼丸勝之君) ただいまちょっとここに資料がございしませんので、すぐ取り寄せまして後ほどお答えいたします。

○田中一君 保証会社は大体において過当競争によつて、予算額よりも低い契約を行つた場合には、拒否することが多いんです。たとえばわれわれは五、六年前から政府にも改正を要求しておる会計法の問題、これはなぜかと申しますと、こうしたやり方制度をだれもかれも十分に利用し得るような機会を持たなければならぬ、という立場から申しておるのですけれども、いまだに政府はそれを出しません。そこで、一体発注者が持つておられますその予定価格というものは、発注者から保証会社の方に、これがむろん開札をしたあとでございしますよ、これが予定価格であるという通知をするような義務づけがあるんですか。むろんこれはないと思ひますね。しかしながら現在三会社とも行なつておるところの実態というものは、予定価格より相当低いもの、いわゆるダンピングした契約に対しては拒否をしておるのが実情なんです。保証会社はむろん営利企業です、公共性を多少含んでる営利企業です。従つて予定価格は一億のものを六千万程度で落札した場合には、これを拒否しております。私はさつき高田君に聞いたのはそこまで言わなかつたのですが、そういうふうな事例というものは、この法律の条文からは拒否してよろしいというものには、読み取れないわけですね。そうしてそれがダンピングであるかないかという問題も、発注者が予定価格というものを発表しない限り、それはそういうことは言えないわけですね。過当競争、ダンピングというふうなことを保証会社が口で言つてはいても、それは発注者が正式な機関の決定によつて発表しない

限り、それが予定価格はどの金額であるというところがわからずはならないわけですよ。精神的には、危険な受注をした場合、発注者も法律に基づき限度の金額で契約をした場合には、前段高田君も鬼丸官房長も言っているように、自動的にそれはこの前払保証を受ける対象となるのだという説明をしており、必ずしも、実態はそうじゃないんです。その点はどういうような運営をしておるか。これはもうへたなことを言ふと、問題が起きますよ。

○政府委員(鬼丸勝之助) 請負業者の

落札価格が、今の予定価格より非常に安く落ちたという場合、保証事業会社としては、それが予定価格より低すぎるの程度に安いかということ、確認するよう努力はいたしますけれども、確認するにいたしても、ただいま先生のお説のように、予定価格を開札後通知しなければはつきりしたものはつかめないわけです。私もいいたしましては、発注者に、予定価格を開札後保証事業会社に知らせるような指導はいたしていません。従いまして保証事業会社としては予定価格を正式に、また正確につかむということはずなないと考えております。しかしながら保証事業会社にも審査の専門家がおりまして、いろいろ公共工事の契約を見ているうちに大体の見当はつくると、そこでまあ非常なダンピングで落としたという場合には、これは金額そのものははつきりわかりませんでも、公正妥当な価格ではないという判断をすることが実際上相当あるようにございます。これが保証拒否という事柄になって現われておるのでございまして、御承知かと思ひますが、会社

の事業方法書で、今の抽象的な基準といたしまして、たとえば当該請負工事を完全かつ誠実に施工する見込みが確実でないということとあわせて、当該工事を公正適当な価格で請け負わなかったものということが基準になっておりますので、そこは審査担当者の能力と申しますか、ということによって実際は違ってくると思ひますが、まあそういう実情でございます。

○田中一君 中小企業に特に多いので

すが、たとえば三割の前払金をもらえらるならば、一割やその前のダンピングをして、円滑に仕事が完成されるといふ業態もあるわけですよ。むしろいろいろな平素の仕事のしつぷりとか保有機械とか人員とか、あるいは金融上の問題等も勘案しながら査定するであらうまいけれども、まあ大体主として金融の問題なんです。銀行では金は貸さぬけれども、保証会社から三割の前払いをもらえば、これは一割や一割五分のものは完全にやれるというものもあり得るんです。これはそういうものはしよせん金貸し会社です、金融機関に過ぎないんです。保証事業とは言いがた金融的な要素が多分に多いんです。法の立案当時は、あなた方は立案当時という提案されたときには、口をきわめて中小企業のための機関でございましてと言ひながら、現在では昨日も拝見した東京御所のよう、あれがまああのうちの主体工事だけだったと思ひますけれども、八千万円程度のものを一千万で落札しても、これは間組は必ず完成いたします。一千万の契約ならば何も間が前払保証会社に持ち込んで三千万の前払金をもらわなくても済むでしょうけれども、そういう点は

非常に自主性ある運営にまかしてあるけれども、実際中小企業に対する対策ということならば、各会社ともどの程度のものがダンピング、いわゆる過当競争の果ての落札価格であるというこの認定をしているか何いたいと思ひます。これらの問題はいろいろまだ審議する期間もあるんで、参考人を招致してそして実態を伺つてみたいと思ひますが、やはり建設省としては、相当そうした意味の運営上の、事業方法書の文字の上の問題じゃなくて、実態についての監査的な仕事はしておるかどうか。そして住宅公団に対する監理官、道路公団に対する監理官程度、これらの保証会社に対する主務の専従者を建設省に持つておるかどうか伺つておきます。

○政府委員(高田賢造君) 現在保証会

社の監督につきましては、毎年定期検査を行つております。なお先ほどの落札価格が非常に低い場合の保証会社の措置でございますが、これらについては結局具体的な審査の基準が実際どう運用されているか、ということに相なるかと思ひますが、資料といたしまして後ほど差し上げたいと思ひます。

○田中一君 今月の会計法の原則とい

うものは、最低価格というのの対しての落札であり、契約を結ぶようになっております。ところがこの法律によつて幅を持たせた運営をしておつて、最低価格の限度というものは、会計法から見るとこれは無限です。ましてや会計法にあるところの公入札という原則からくるならば、これはゼロでは契約の対象にならぬが、ゼロ以上ならばこれは対象になるはずな

んです。除外例はないわけですよ。これは世界共通だと思ひます。ことにこういう国または公共企業体というものが、何も自分で営利事業を営んでおるのじゃないから、国民の税金でやっている仕事ですから、これはいいと思ひますが、指名競争入札と申しますか、いわゆる公入札外の契約工事によつて行なわれるもの、それからこの会計法の精神にのつて、どうしても請負人がこれでは二割損をいたしますといふにかかわらず、発注者が予定価格といたうものが低いために押しつける傾向があるんです。これはむしろ住宅公団なんかその最たるものです。これは予定価格という標準によつて、最低か、過当な低い値段かということのきめ手といふものが、さつき鬼丸官房長が言つておる通りに、常識とか練達な士とか経験者とかいふ言葉を言つておりますけれども、予算そのものが低いという現実から見た場合には、いわゆるこれは危険な工事なんです。どこに根拠をおいてその工事が完成し得るか、ないかというような判定を下すか、はなはだ疑問に思ふんです。政府の予算といふものは、いわゆる予定価格といふものは通常社会で行なわれておるような価格でないというところは、これはもう労働者も建設業者も管轄局の諸君も自分で心得ております。発注者自身も一つの制約によつて常識で考えられない予算を計上して、それで業者が押しつけるという傾向がある工事が多々最近では目立ってきておるんですよ。おむね民間の仕事が割合にこの二、三年來伸びておるから、不景気のときには役所の仕事をしなければ自分の業態にもひびがゆくから、まあ民間でもう

けたものは役所で奉仕しておこうというやうな、イージー・ゴーイングな悪い習慣ができてつある。どっちみちうんともうけても税金で持つていかれるから、役所に奉仕しておけば、また不景気のときには仕事があるだろうという考えを持つておる。ことにあなた方、あなた方というか、発注者側は、これを受けなければこの次指名しないぞと、業者は弱いんです。あなた方のきめ手はそれなんです。会計法というものが、公入札という原則がもうくずれてしまつて、かつて大蔵省の主計官だったかに聞いたこともございましてけれども、一つもございませんと申すんです。公入札という制度をもつて、会計法のほんとうの精神、会計法のほんとうの、国民の公僕として国民の働いた税金を使おうという人たちが、公入札という前提に立つところの請負契約といふものがない、皆無であると云つておるんです。そういう現状から見て、低い予定価格といふものを持つた場合、この三つの会社の審査機関といふものはどういう判定をするか、その場合におそらく拒否をしないだろうと思ふんですよ、低くても。請負人が安い札を入れて取ると、これは拒否する。発注者側が安い単価のものを押しつける場合には、おそろく拒否しないだろうと思ふ。これも参考人によく聞いてみたいと思ふ。あなた方はその点の割り切り方を監督官庁としてどういうように見とおるかですね。そうしてまたあなた方が指導する場合に、発注者が計算するところの設計図、内訳、単価等を十分検討して、場合によれば建設省の管轄局の仕事が非常に安い。国鉄の方は

単価がいいじゃないですか、三公社五現業から出るものは非常にいい、民間から比較したら非常に悪いというくらいな権威ある判断をするようなことにならなければ、やはり中小企業は追い詰められるのです。大企業者はそんな安い単価のものはそっぽを向きます、そっぽを向いているのが現状なんです。最近も一億円程度の仕事はどうだろうと言うと、とてもそんな程度のものじゃあなくて逃げている。これは一番保証会社があれば、少し低くても保証しようという信用ある業者の場合です。おおもね役所がいためつけて押えつけてこれでもってやれと言つて、契約を強制されるのは中小業者なんです。これはもう三十五年度の予算の面から見ても、労働者の賃金に対しては平均二十八円程度のものが値上げになっておる、労働者の賃金が、ところが建設省の予算というものは、建築関係の労働者の賃金というものは何ら値上げになっておらない。特別失対で行なう仕事は二十八円の賃金増、ところが建設省が行なうところの事業の労働者の賃金というものは前年通り、そういうような全く矛盾したところの行政範囲の権限、会計法という法律の中から、もはや機会均等、公入札という制度を全然持しておらぬという現状から見ても、当然ここで前払保証制度というものを生かすために、もう一切の問題を検討しなければならぬ時期にきているんじゃないかと思えます。そして前払保証会社が安い単価のものは拒否するという事実がたくさんあるのです。その点はどうか考えになりますか。これは官房長に聞くよりも大臣に聞くのが妥当かしらぬけれども、聞いておきます。

○政府委員(鬼丸勝之) いろいろ御懇切な御教示を賜りまして、お話のうちにはまことにごもっともな点もございいます。まあ全体として公共工事の予算単価が十分でないというお説でございますが、私どももいたしまして、たとえば住宅公社の予算の場合につきましても単価の問題、公営住宅等も同様でございますが、毎年これは大蔵省とも折衝いたしまして単価の改定について努力いたしております。が、予算の上では必ずしも十分その努力が実らないという場合もございいます。しかしながら予算上の単価の問題と、さらに実施上の単価は、これは別になるようにいろいろ苦労いたしておりまして、そこでお話のように全面的に予定価格が業者泣かせのようになってしまうとお話には、ちょっと私うなずけない点があるのをごさいますけれども、確かに民間の建築費に比べますと安うございしますが、その意味であるいはもうけは少ないということは言えると思えますけれども、そう業者の方に出血させて請負わせている、無理に請負わしているというふうな実情は私承知しておらぬのでございまして、十分なもうけが保証されている予定価格ではないかもしれませんが、実際問題では公団にしろ公共団体にしろ非常によくやりくりいたしまして、特に公共団体等の場合は用地費等においてみずからの負担で相当まかなっておるといふようなことにいたしまして、工事の方はそう無理な価格で請負わせておるといふことはあまり聞いておらぬのでございいます。

そこで次の第二の問題として、まあかりに予定価格が不当に安くきめられておる場合に保証会社はどういう態度に出るだろうか、これはまあかりの話になりますけれども、保証会社といふことは先ほど申し上げましたように、予定価格を正確には把握いたしておらないのが当然でございますから、まあ業者の落札状況を見まして、またその業者の経営能力、信用状態等を審査いたしまして、普通予定価格に近い線で落札した場合には、当然保証会社はこれを拒否するようなことはいたさないというふうに私も考えております。これはまあ非常にむずかしい問題でございますが、その結果、中小業者が特に不利な扱いを受けるようなことになっておるのではないかと、という御懸念でございますが、御参考になつて、今までの利用状況から中小業者がどの程度実際に保証契約をいたしておるか、件数で申し上げますと、まあ三社全部の総数を申し上げますが、これは三十四年度一年間で三社全部保証契約を結んだ件数が二万三千六百六十六件です。そのうち、中小業者といふものを資本金一千万円未満の法人、または個人といふふうに一応限定して考えてみますと、個人が五千二百四十二件でございます。それから資本金二百五十万円未満の法人が五千九十三件、資本金五百万円未満の法人は五千三百九十六件、資本金一千万円未満の法人が二千三百六十七件ということになります。これを全部合わせますと一万八千九百八十八件になります。全体の約八〇%近くのものが件数におきまして中小業者が利用いたしておると、こういうふうに判断されるのでございいます。

○田中一君 金額を言つて下さい。
○政府委員(鬼丸勝之) ただいま申し上げました件数に伴う金額につきましては、全体の額はちよつと資料として今まとまっておりますので、ただその内訳のうちたとえば百万円以下のやつがどのくらいあるかと、二百万円以下の契約がどのくらいあるかと、こういうようなのはございしますが、これもこの程度でよろしいと思つたら、あとで資料として差し上げたいと思つた。

○田中一君 どうも君は自分の方に有利な答弁の資料だけを準備してくる、おかしいじゃないか、こんなものは資料といわないよ。何も君が保証会社の人間でないし、また請負人じゃないのだから率直に出せばいい。おかしいじゃないですか、件数だけ並べて二万三千件のうち、一万八千件くらいあれば半分以上だからいいじゃないかというけれども、金額の面です。金額の面。これはやっぱり調べて出して下さい。
○政府委員(鬼丸勝之) そこで金額につきましては、全体の金額の集計はちよつと会社の方でもすぐには出ないやうでございまして、ただ金の点であとで資料として差し上げたいと思つた。さき申し上げました件数のうち、保証金の額の規模別の内訳はございいます。百万円、二百万円、五百万円、一千万円という保証金額の規模別の内訳、これを差し上げたいと思つた。

○田中一君 まあ時間がありませんから、お休みが続くだろうけれども、時間があるから全部のそうした保証の現状といふものを報告して下さいよ。
○政府委員(鬼丸勝之) それでは数字的にできるだけ詳細な資料を整えまして提出させていただきます。

の目に見えないところにです、不十分な仕事、施工が行なわれたのになかろうかという事の疑問を持つのが、これは常識です。だから、低い予定価格のもので仕事がつらばにきますという言葉は、それは金の面の損失があるとかないとかという事の結論であって、その結論を見出すまでの過程において、十分なものを作る契約を結んでいながら、でき上がったものが八分目のものならば、これは二割の欠損なんです、事実において。その欠損は、契約の相手方じゃなくて、契約した片方の発注者側が負うということなんです。もうこれは、住宅公園の仕事とか、公営住宅とかというものは、こんな味もそつけない、まるで壁作りの、形だけの——何ら、建築技術屋にしても、施工者にしても、そんなに違いのあるものじゃないんです。また苦勞するものでもないのです。さっき言っているように、今は建築ブームで、皆民間の仕事その他で税金を払うよりも、まあ奉仕だと思つて、苦しくなった場合には——これはもう今までにもたくさん数々の例を知っております。最近ではまあ公園住宅でもあまり事故はないけれども、たくさん事故がありましたよ。私はそういう点で発注者側の方の価格の安いことによつてそれは認める、しかしながら、ある程度の競争をして契約したものに對しては認めないなんという運用は、これはよくないと思うのです。そうすると、今度は契約行為そのものに對する保証というものでなくして、人間、あるいは法人の信用というものに對する契約、このウェイトが十分占められるということにならざるを得ないの

です。これはやはり法の実際の運用の面から見れば、これは僕はそういうことがあつたらんと思うのですが、ね。これはもう官房長に聞いてもしょうがないから、参考人に聞きますがね。私は最近では、もうこんな——今何べんも言うように、建築ブームだとか何とか言つて、景気がいいからいいけれども、その反面、地方の中小業者はあえいでおるのです。しいて申しますならば災害待ちの心境です。もう一ぺん去年のような伊勢湾台風がおれの近くにこないだらうか、そうすればおれたちの仕事は少しふえるのだというようないふ持がなきにしもあらずなんです。私の郷里の青森なんてものは、災害がないものだから土建業者は皆疲弊しちゃつてゐる。災害があればいい。(笑声)従つてそうした弱小のものに對しては、これらの保証の手が伸びておらないのです。件数が一万八千あるからといって、それは救われたということにはならないのです。これにもっと多いくらい拒否されたものがあるのです。それを一ぺん調べて下さい、十分ね。まあ私はこの程度できょうは時間が時間だからやめますが、今度の日に——今委員長にもお願いして、参考人を呼んでいただいて、今度の——まあ私個人としてはこうすべきだと思ひますが、なお関係する業者の方々、発注者の方々の御意見も聞いて判断したいと思ひますので、きょうはこの程度にしておきます。

○委員長(岩沢忠泰君) それでは本日はこれをもって散会いたします。次回は五月十日の午前十時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時十六分散会